

合同会社 黒船

ワシントン条約に関して



ワシントン条約 概要

- ワシントン条約とは
- 該当商品の調べ方
- ワシントン条約に該当するもの一例
- 身近な該当するもの一例
- もし該当するものを送ってしまった場合

ワシントン条約とは

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

ワシントン条約は、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）」といい、英文の頭文字をとってCITES（サイテス）、あるいは1973年（昭和48年）に米国のワシントンD.C.で採択されたことから、ワシントン条約という通称でも呼ばれています。

現在、自然のかけがえのない一部をなす野生動植物種の多くが、開発や管理放棄による生息地の破壊や劣化、捕獲・採集や外来種の侵入、さらには気候変動等の様々な要因により、絶滅の危機に瀕しています。さまざまな要因がある中で、ワシントン条約は、輸出国と輸入国とが協力して国際取引の規制を実施することで、国際取引のための過度の利用による野生動植物種の絶滅を防止し、それらの種の保全を図ることを目的とした条約です。

ワシントン条約に該当するもの一例

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
記載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 学術研究を目的とした取引は可能 • 輸出国・輸入国双方の許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 商業目的の取引は可能 • 輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 商業目的の取引は可能 • 輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要
対象種 (例)	オランウータン、スローロリス、ゴリラ、アジアアロワナ、ジャイアントパンダ、木香、ガビアルモドキ、ウミガメ、インドホシガメ、コツメカワウソ など	クマ、タカ、オウム、ライオン、ピラルク、サンゴ、サボテン、ラン、トウダイグサ など	セイウチ（カナダ）、ワニガメ（米国）、タイリクイタチ（インド）、サンゴ（中国） など
生きている動物	ホシガメ、スローロリス、アジアアロワナ、トカゲ、カメレオンなど		
生きている植物	ラン、サボテン、トウダイグサ、ヘゴ、アロエなど		
加工製品	漢方薬（ジャコウ、虎骨、熊胆、木香等が含まれているもの）、クジャクの羽製品、二胡（ニシキヘビの皮を用いた楽器）、爬虫類の皮革製品（ワニ、ヘビ、トカゲ等）、サンゴ、シャコガイの置物、象牙製品、ワニジャーキーなど		

身近なワシントン条約に該当するもの一例

日常生活の中で身近なものでもワシントン条約に該当するものがあります。

- 毛皮と敷物
- 皮革製品（ブランド品などのハンドバッグ、ベルト、財布など）
- 時計（時計のベルトやコンクパールなど）
- 象牙製品
- アクセサリー（トラ・ヒョウの爪、サイの角、珊瑚など）
- 漢方薬（虎骨、麝香、木香を含むもの）
- 化粧品（キダチアロエなど）
- 楽器（ギターなどに使われている木の素材）

珊瑚や象牙等を使用したアクセサリ



学名をきちんと調べないとわからない商品

身近な商品 一例



クロコダイルを使用したブランド品



調べ方

① 学術名を調べる

ワシントン条約の附属書は学術名(ラテン語の国際的に共通の名称)で記載されています。

貨物の購入元などに確認し、ラテン語の学術名をお調べください。

② リストを確認する

[経済産業省HP](#)よりリストをダウンロードすることが可能です。

③ 不明な場合はお問合せを

お問合せ先

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 野生動植物貿易審査室

電話：03-3501-1723

FAX：03-3501-0997

電話対応時間：平日（行政機関の休日を除く）の10時00分～17時（12時～13時を除く）

外国為替及び外国貿易法（外為法）について

外為法は、対外取引の正常な発展、我が国や国際社会の平和・安全の維持などを目的に外国為替や外国貿易などの対外取引の管理や調整を行うための法律です。

外為法に基づき、特定の貨物の輸出入、特定の国・地域を仕向地とする貨物の輸出、特定の国・地域を原産地・船積地とする貨物の輸入などを行う場合には、経済産業大臣の許可や承認が必要となります。

弊社ご利用不可、 損害賠償請求

弊社アカウントを使用しているため、
弊社も同様に罰則が科せられた場合、
規約にございますように全責任を負って頂きます。

貨物の破棄に おける損失

原則その場で破棄となります。
返送という選択はございません

もしワシントン条約に該当するものをおくってしまった場合
外為法違反となります。

知りませんでした。では通用しませんっ！！

罰金等の刑事処罰

個人の場合で「5年以下の懲役または500万円以下
の罰金」、法人の場合だと
「1億円以下の罰金」が科されます。

行政制裁

罰金だけでなく3年以内の貨物の禁止等が
科せらる可能性があります